

新規三田会の登録にあたってのルール

2025年3月6日

慶應連合三田会

三田会の名称について：

1. 三田会の名称は、原則として「〇〇三田会」とし、慶應義塾、慶應義塾大学は付けない。
2. 年度三田会の名称は、原則として「〇〇年（西暦）三田会」とする。
3. 地域三田会の名称は、原則として「〇〇三田会」とし、県、市、区などは付けない。
4. 原則として「〇〇連合三田会」の名称は使用できない。
5. その他、連合三田会が不相当と認めた名称は使用できない。
6. 上記の例外として、長年にわたり活動履歴のある既存の未登録三田会の名称については、その使用状況等に鑑み、慶應連合三田会の審議により、使用を認めることがある。

三田会の登録要件について：

1. 登録申請前、1年間以上の活動履歴があること。
2. 会員名簿を備えていること。
3. 原則として会員は20名以上であること。
4. 会員は、慶應義塾規約27条に基づく「塾員」であること。ただし、当該三田会の活動に参加可能なメンバーについては、「塾員」に限られないものとする。
5. 会則（規約）を備えていること。
6. 活動目的（内容）は、政治目的でないこと、営利目的でないこと、宗教目的でないこと。
7. 当該三田会の代表者、幹事等数名の会員の氏名と連絡先を三田会名簿に登録し、連合三田会や登録三田会との交流のために使用できることとすること。
8. 年度ごとに、会員名簿等必要な情報を更新し、連合三田会に届け出ること。

登録三田会の活動等について：

1. 登録三田会は、三田ジャーナルにその活動内容を広報できる。
2. 登録三田会は、連合三田会大会に三田会として公式に参加できる。
3. 登録三田会は、連合三田会大会大会券を毎年度引き受ける。
4. 登録三田会は、連合三田会定時常議員会・懇親会に出席し、慶應義塾、連合三田会、他の三田会と交流できる。
5. 登録三田会は、三田会名簿に登録された代表者・幹事等の申請により、連合三田会の許可を得て、三田会名簿を閲覧することができる。申請にあたり、当該三田会は、三田会名簿の使用目的を、連合三田会に対し、明らかにしなければならない。（運用開始は2025年4月以降を予定）

以上